

○焼津市中規模小売店舗の出店等に係る情報の提供に関する要綱

平成12年8月22日告示第152号

焼津市中規模小売店舗の出店等に係る情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店等に際し、その周辺地域の生活環境の保持と焼津市の商業の総合的な振興を図るため、中規模小売店舗の出店者に対し、出店等に関する情報の提供を求めること等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において中規模小売店舗とは、一の建物であって大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積(以下「店舗面積」という。)が300平方メートル以上1,000平方メートル以下である店舗で、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うためのものをいう。

(中規模小売店舗出店者の協力)

第3条 中規模小売店舗の出店者は、地域社会の一員として、当該出店に関する情報を積極的に提供する等市の行政に協力するものとする。

(出店計画に関する情報提供)

第4条 中規模小売店舗の出店者は、次に掲げる時期までに、中規模小売店舗出店計画書(第1号様式)により市長に当該出店等に関する情報を提供するものとする。

(1) 当該出店に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築物の確認の申請書の提出予定日の3月前まで

(2) 前号に該当しない場合は、中規模小売店舗の工事着手又は営業開始の3月前まで(店舗面積等の変更に関する情報提供)

第5条 前条に規定する情報を提供した出店者は、提供した情報の内容に変更が生じることとなる場合には、変更予定日の3月前までに中規模小売店舗変更計画書(第2号様式)により市長に当該変更事項の情報の提供をするものとする。

(出店計画書等の閲覧)

第6条 市長は、前2条の規定により提供された出店計画書等を閲覧に供するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 焼津市中規模小売店舗出店指導要綱(昭和62年焼津市告示第55号)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に営業している第2条に規定する中規模小売店舗の出店者は、当該中規模小売店舗について名称、所在地、店舗面積、営業時間、年間休業日数、駐車場台数及び取扱商品の変更であってこの要綱の施行の日以後最初に行われるものをするときは、その旨及び名称、所在地、店舗面積、営業時間、年間休業日数、駐車場台数及び取扱商品で当該変更に係るもの以外のものを変更予定日の3月前までに市長に提出するものとする。

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第5条関係)